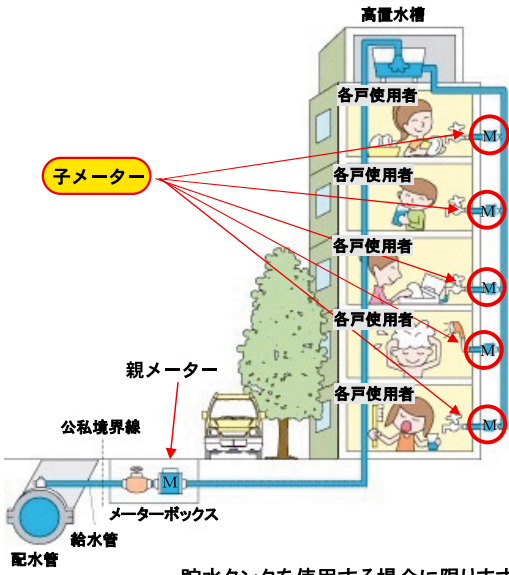
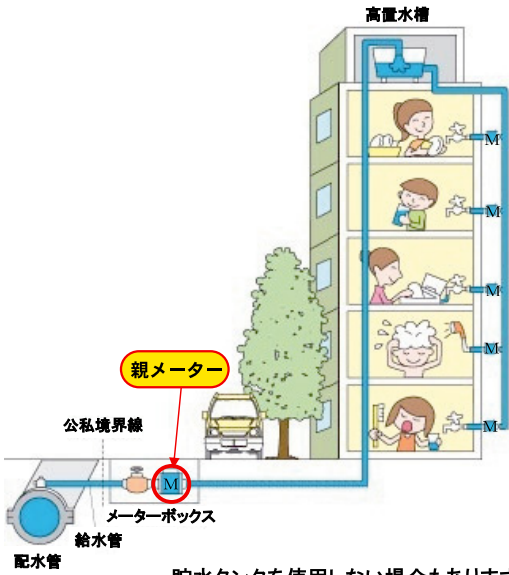


共同住宅に
お住まいの方へ

共同住宅（アパート・マンション等）の 検針と水道料金等について

メーター検針の違い	各戸検針	連合専用
	<p>○は上下水道局が検針するメーターです。</p>  <p>貯水タンクを使用する場合があります。</p>	 <p>貯水タンクを使用しない場合もあります。</p>
補足	<p>各戸検針とは・・・上下水道局が水道の子メーターを検針して、各戸ごとに水道料金等（下水道使用料を含む：他同じ）を算定し、徴収する制度です。なお、この取扱いを受けるには共同住宅の所有者は上下水道局と各戸検針契約を締結する必要があります。</p>	<p>連合専用とは・・・上下水道局が親メーターを検針して、建物全体の水道料金等を算定し、所有者または管理責任者等に請求する制度です。この場合の使用水量は各戸均等に使用したものとしてみなし、算定します。</p>
検針方法	<p>上下水道局は、各戸の「子メーター」を検針します。</p>	<p>上下水道局は、各戸の「親メーター」のみ検針します。</p>
請求方法	<p>上下水道局は、各戸使用者（「子メーター」使用者）に請求します。 ※原則、口座振替です。</p>	<p>上下水道局は、「親メーター」の所有者または管理責任者等に請求します。 ※なお、各入居者の水道料金等は所有者または管理責任者等から請求されることとなります。</p>
共通		<p>水道メーターの検針は、市内を東・西二つの区域に分けて2か月に1回行います（検針日は地域により異なります。）。</p>
共通		<p>2か月間で使用した水量を2等分して1か月分毎の使用水量とし、料金の算定を行います。そして、請求はその月分の2か月後になります。</p>

【お問い合わせ】 料金課：941-7804